

一般社団法人 都市ガス振興センター 定款

沿革 平成21年 4月 1日 制定
平成25年 4月 1日 変更

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 都市ガス振興センターと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、天然ガス及び高効率機器の普及と、都市ガスの保安向上を促進することにより、わが国のエネルギー政策及び安全政策の推進に寄与するとともに都市ガス事業の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 普及促進事業
- (2) 調査研究事業
- (3) 広報事業
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当法人の会員となった者をもって構成する。

- 2 前項の会員を、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般社団・財団法人法という。）」における社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、総会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、別に定める会費を負担する。加えて、その他必要な経費を運営費として負担する義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、退会しようとする1か月以上前に当法人に対してその予告をした上、退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) すべての会員の同意があったとき。
- (2) 当該会員が死亡又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。
2 前項の総会を、「一般社団・財団法人法」における社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要に応じて臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集する。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、全会員の過半数が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、全会員の議決権の3分の2以上をもって決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第18条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、総会に出席したものとみなす。

2 会員又は理事が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第19条 理事がすべての会員に対して、総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項の総会への報告を要しないことにつき、すべての会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録作成者である議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 当法人に、「一般社団・財団法人法」に規定する役員を置く。

- (1) 理事：10名以上17名以内
 - (2) 監事：1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長を「一般社団・財団法人法」上の代表理事とする。
- 4 前々項の常務理事を「一般社団・財団法人法」上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事は、総会において、会員たる法人の役員及び当法人の職員の中から選任する。

- 2 監事は、総会において、会員たる法人の役員の中から選任する。
- 3 会長、副会長、常務理事は、理事会において、理事の中から選定する。

(役員資格)

第23条 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 当法人の理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 3 各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 会長は、当法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び当法人の職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結のときまでとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結のときまでとする。ただし、再任は妨げない。
- 3 任期満了前に退任した役員を補充又は増員として、選任された役員は、前任者又は他の在任役員との残存期間と同一とする。
- 4 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された役員が就任するまで、その権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(報酬)

第28条 理事及び監事の報酬は、それぞれ総会の決議をもって定める。

第6章 理事会

(構成)

- 第29条 当法人に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
(3) 総会の決議を要しない業務の執行に関する事項
(4) その他会長が必要と認める事項

(招集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
2 理事会は、理事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(議長)

- 第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって決する。
2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

- 第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
ただし、「一般社団・財団法人法」第91条第2項の規定による報告はこれの限りではない。

(議事録)

- 第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した会長（会長が欠席した場合は、出席したすべての理事）及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 基金

(基金)

- 第37条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 抛出された基金は、当法人が解散する時まで返還しない。
 - 3 当法人が解散した場合には、基金を抛出者へ返還するものとする。
 - 4 基金の返還の手続きについては、総会の決議を経るものとし、返還を行う方法その他の必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

- 第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(事業計画及び予算)

- 第39条 当法人の事業計画書及び予算書は、会長が作成し、その事業年度開始前に理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第40条 当法人の事業報告書及び決算書は、会長が作成し、その事業年度終了後に監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出しなければならない。

(剰余金の処分制限)

- 第41条 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

- 第42条 当法人が解散する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に掲げる法人、国または地方公共団体に帰属させるものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 当法人の公告は、電子公告による。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 附 則

(施行)

第46条 この定款は、定款登記の日から施行する。

(その他)

第47条 この定款に定めのない事項は、すべて「一般社団・財団法人法」、その他の法令に従う。